

岐阜県公報

号外(二) 平成二十四年六月一日

人事委員会規則

目次

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会)

ページ

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年六月一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十三号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則(昭和三十二年岐阜県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

付則第十項第三号を削り、同項第二号中「前号に掲げる区域」を「前各号に掲げる区域及び東日本大震災に係る本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定された区域」に改め、同号を同項第五号とし、同号の前に次の二号を加える。

三 東日本大震災に係る本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域(前二号に掲げる区域を除く。)

四 東日本大震災に係る本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十三条第一項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域(前二号に掲げる区域及び東日本大震災に係る本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域を除く。)

付則第十項第一号中「同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害

対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定に基づく警戒区域」を「帰還困難区域」に改め、「された区域」の下に「（前号に掲げる区域を除く。）」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内の区域

付則第十一項第三号中「のうち屋外」を削り、同項に次の二号を加える。

四 前項第四号に掲げる区域において行う作業

五 前項第五号に掲げる区域において行う作業

付則第十二項第五号を削り、同項第四号中「前項第二号」を「前項第五号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第三号中「前項第二号」を「前項第五号」に改め、同号を

同項第九号とし、同項第一号中「前項第一号」を「前項第四号」に、「二千円」を「千

三百三十円」に改め、同号を同項第八号とし、同項第一号中「前項第一号」を「前項第

四号」に、「一万円（東京電力株式会社福島第一原子力発電所を中心とする半径三千口

メートルの円内の区域において行う作業にあつては、二万円）」を「六千六百円」に改

め、同号を同項第七号とし、同号の前に次の六号を加える。

一 前項第一号に掲げる作業のうち次号に掲げるもの以外のもの 一万三千三百円

（故障した設備等を現場において確認するものにあつては、二万円）

二 前項第一号に掲げる作業のうち免震重要棟内において行うもの 三千三百円

三 前項第二号に掲げる作業のうち屋外において行うもの 六千六百円

四 前項第二号に掲げる作業のうち屋内において行うもの 千三百三十円

五 前項第三号に掲げる作業のうち屋外において行うもの 三千三百円

六 前項第三号に掲げる作業のうち屋内において行うもの 六百六十円

付則第十三項中「前項第一号、第三号又は第五号」を「前項第三号、第五号、第七号

又は第九号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十四年六月一日発行

発行者
発行者

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県

編集
岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社